

電子入札について

行方市では、競争入札により発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務について、平成24年6月から茨城県建設工事等電子入札システムの共同利用に参加し電子入札を実施しています。

① 電子入札の対象案件について

競争入札により発注する全ての建設工事及び測量・建設コンサルタント業務

② 電子入札システムへの利用者登録について

電子入札システムを利用するには、電子証明書（ICカード）の取得とシステムへの利用者登録が必要になります。

[行方市建設工事電子入札運用基準（pdf）](#)

・ [電子入札利用届（word）](#)

・ [委任状（word）](#)

- (1) 利用者登録は、次のページからログインボタンをクリックし、調達機関「行方市」を選択してから行ってください。

[いばらき電子入札共同利用（利用者登録）http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/riyosha.html](http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/riyosha.html)

- (2) 利用者登録を行うには業者番号が必要です。次のページから調達機関「行方市」を選択し「競争参加資格者情報検索」で確認してください。

[いばらき電子入札共同利用（入札情報サービス）http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html](http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html)

- (3) 利用者登録完了後、利用者情報を印刷し、電子入札利用届とともに行方市財政課に提出（持参又は郵送）してください。

利用者登録を行う際の注意点

電子入札システムを利用することができる入札参加者については、行方市電子入札運用基準6-1の規定に基づき、建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者とします。そのため、入札参加資格審査申請を行った際、代理人に入札・契約に係る権限を委任している場合、電子入札についても入札参加資格者名簿に登録された受任者のICカードで利用者登録を行っていただくこととなります。

※電子入札利用届の届出者については、委任の有無に関わらず代表者としてください。

※利用者登録については、参加を希望する自治体ごとに行っていただく必要があります。

③ ヘルプデスクでの対応

電子入札システムに関すること、パソコン等機器に関する問合せには「いばらき電子入札共同利用（ヘルプデスク）」がサポートします。

[いばらき電子入札共同利用（ヘルプデスク）http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/helpdesk.html](http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/helpdesk.html)

お問合せ先

財政課契約検査グループ

〒311-3892 茨城県行方市麻生 1561-9

TEL 0299-72-0811 FAX 0299-72-3226